

兵庫県公報

平成31年3月26日 火曜日 第3091号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部改正（税務課） | 2 |
| ○ 指定市町村事務受託法人の変更の届出（高齢政策課） | 2 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 3 |
| ○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同） | 4 |
| ○ 平成30年度地籍調査事業の実施の変更（同） | 4 |
| ○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課） | 5 |
| ○ 保安林の指定の予定通知（同） | 5 |
| ○ 郷土記念物の指定の解除（自然環境課） | 5 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） | 6 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 7 |
| ○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同） | 7 |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課） | 8 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（同） | 8 |
| ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 8 |
| ○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同） | 10 |
| ○ 香住都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同） | 10 |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課） | 10 |
| ○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課） | 11 |
| ○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同） | 11 |
| 公 告 | |
| ○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課） | 12 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 12 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 13 |
| ○ 同 上（同） | 13 |
| ○ 同 上（同） | 13 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 | 14 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 | 14 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 | 15 |
| ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 16 |
| 公安委員会規則 | |
| ○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 17 |

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第284号

昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。ただし、一般社団法人全国軽自動車協会連合会の款に係る部分の改正については、公布の日から施行する。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

自動車税等証紙印取扱者の名称等の表中

「

| | | |
|--|---|-----------------------|
| 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号 | 兵庫県自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会兵 庫県支部 | 神戸市東灘区魚崎浜町33 |
| | 姫路自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会兵 庫県支部 | 姫路市飾磨区中島福路町3323 |
| | 兵庫県軽自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会兵 庫県支部 | 神戸市東灘区御影本町1丁目 5番5号 |

」

を

「

| | | |
|--|--|-----------------------|
| 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号 | 兵庫県自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会兵 庫県支部 | 神戸市東灘区魚崎浜町33 |
| | 姫路自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会兵 庫県支部 | 姫路市飾磨区中島福路町3323 |
| 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号 | 兵庫県軽自動車会館内 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会兵庫 事務所 | 神戸市東灘区御影本町1丁目 5番5号 |
| | 姫路自動車会館内 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会兵庫 事務所 | 姫路市飾磨区中島福路町3323 |

」

に改める。



兵庫県告示第285号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3の規定により、指定市町村事務受託法人から、次のと

おり変更の届出があった。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事務所の名称及び所在地
 名 称 株式会社アール・ツーエス兵庫支店
 所在地 西宮市馬場町1-13 エスアール西宮404
- 2 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 株式会社アール・ツーエス
 主たる事務所の所在地 福岡市博多区元町1-6-16
- 3 変更事項
 事務所の所在地
 - (1) 変更前
 西宮市馬場町1-13 エスアール西宮201
 - (2) 変更後
 西宮市馬場町1-13 エスアール西宮404
- 4 変更年月日
 平成31年 3月 4日



兵庫県告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

明石堀割土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------------|
| 理 事 | 澤 田 則 雄 | 明石市鳥羽1596番地 |
| 同 | 伊 藤 偉 喬 | 同 市藤江313番地の6 |
| 同 | 神 足 辰 彦 | 同 市藤江1532番地 |
| 同 | 赤 松 保 | 同 市林2丁目14番12号 |
| 同 | 井 上 昌 裕 | 同 市松江70番地 |
| 同 | 岩 井 秀 夫 | 同 市松江531番地の2 |
| 同 | 田 中 謙 三 | 同 市大久保町森田129番地の18 |
| 同 | 吉 川 太 久 | 同 市大久保町松陰134番地 |
| 同 | 吉 本 彰 | 同 市小久保5丁目7番地の3 |
| 同 | 井 上 一 美 | 同 市西明石北町3丁目3番21号 |
| 同 | 岩 佐 肇 | 同 市野々上3丁目2番地の2 |
| 同 | 木 内 眞 治 | 同 市林崎町3丁目497番地の1 |
| 同 | 茶 谷 秀 男 | 同 市和坂2丁目12番27号 |
| 同 | 竹 中 康 訓 | 同 市小久保3丁目4番地の12 |
| 同 | 西 川 勉 | 神戸市須磨区中落合3丁目1番11-701号 |
| 監 事 | 岸 本 達 夫 | 明石市鳥羽1612番地 |
| 同 | 伊 藤 良 行 | 同 市藤江971番地 |
| 同 | 田 口 隆 清 | 同 市野々上2丁目7番地の1 |
| 同 | 吉 本 幸 雄 | 同 市松が丘3丁目20番7号 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------|
| 理 事 | 澤 田 則 雄 | 明石市鳥羽1596番地 |
| 同 | 神 足 辰 彦 | 同 市藤江1532番地 |
| 同 | 井 上 昌 裕 | 同 市松江70番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|-----------------|
| 同 | 田 中 謙 三 | 同 | 市大久保町森田129番地の18 |
| 同 | 吉 本 彰 | 同 | 市小久保5丁目7番地の3 |
| 同 | 中 西 章 二 | 同 | 市野々上1丁目2番地の1 |
| 同 | 木 内 眞 治 | 同 | 市林崎町3丁目497番地の1 |
| 同 | 茶 谷 秀 男 | 同 | 市和坂2丁目12番27号 |
| 同 | 竹 中 康 訓 | 同 | 市小久保3丁目4番地の12 |
| 同 | 木 下 重 次 | 同 | 市大久保町松陰149番地 |
| 同 | 田 口 隆 清 | 同 | 市野々上2丁目7番地の1 |
| 同 | 藤 谷 佳 久 | 同 | 市松江535番地 |
| 監 事 | 岸 本 達 夫 | 同 | 市鳥羽1612番地 |
| 同 | 伊 藤 良 行 | 同 | 市藤江971番地 |
| 同 | 赤 松 保 | 同 | 市林2丁目14番12号 |



兵庫県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年3月13日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成31年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事業名 | 地区名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|------------|--------|----------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 八王寺池地区 | 平成31年3月26日から 同 年4月15日まで | 篠山市役所 |
| 同 上 | 倉谷池地区 | 同 上 | 同 上 |



兵庫県告示第288号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成30年度の地籍調査事業計画を次のとおり変更し、実施する。

平成31年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業計画を変更した年月日
平成31年3月8日
- 2 調査を行う者の名称
兵庫県
- 3 調査地域

尼崎市のうち大高州町、加古郡稲美町のうち蛸草、多可郡多可町のうち加美区門村、加美区杉原、加美区奥豊部及び加美区観音寺、神崎郡福崎町のうち高岡、同郡神河町のうち新田、越知、猪篠、川上、岩屋、杉、湊及び根宇野、宍粟市のうち千種町岩野辺及び千種町鷹巣、佐用郡佐用町のうち円応寺、豊福、下秋里、上秋里、下三河、末廣、本位田、東徳久及び三日月、豊岡市のうち出石町福見、出石町荒木、但東町西谷、竹野町小城及び城崎町楽々浦、美方郡香美町のうち小代区新屋、小代区佐坊、小代区茅野、香住区余部及び村岡区大糠、同郡新温泉町のうち千谷及び浜坂、朝来市のうち生野町栃原、生野町上生野、生野町円山、和田山町安井、和田山町岡、和田山町内海、和田山町竹ノ内、和田山町岡田、和田山町弥生が丘、山東町矢名瀬

町、山東町大垣、山東町滝田、山東町粟鹿、山東町迫間、山東町小谷、上八代、多々良木、立野、佐囊、田路及び山口並びに養父市のうち八鹿町石原、八鹿町坂本、八鹿町岩崎、八鹿町小佐、八鹿町三谷、八鹿町青山、稲津、森、畑、奥米地、建屋、能座、大屋町加保、大屋町蔵垣、大屋町宮本、大屋町夏梅、三宅、大谷、出合及び吉井

4 調査期間

平成30年4月から平成31年3月まで



兵庫県告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成31年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
西脇市羽安町字森ノ下144の1
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
多可郡多可町加美区山寄上字オリト371の24、371の62、371の63、371の89
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第291号

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第112条第2項の規定により郷土記念物の指定の解除をしたものは、次のとおりである。

平成31年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

平成3年兵庫県告示第1926号（郷土記念物の指定）中

| 名 称 | 対 象 | 数 量 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|-----|-----|-----|-------|-------|
| | | | | |

| | | | | |
|----------|-----------|-----|------------|-------|
| 安楽寺の大エノキ | 樹木 エノキ | 1 本 | 豊岡市城南町4—16 | 安 楽 寺 |
|----------|-----------|-----|------------|-------|



兵庫県告示第292号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
伊丹市南町2丁目5番1、5番2、6番、7番、7番2、7番3、7番4、7番6、16番3、16番4、16番5及び16番6の一部
- 2 特定有害物質の名称
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第293号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年9月19日から平成31年7月31日まで
- 3 作業地域
丹波市柏原町田路地内



兵庫県告示第294号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年3月11日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
西宮市羽衣町及び霞町地内



兵庫県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称

川西市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3. 5. 273号 豊川橋山手線

3 事業施行期間

平成26年 5月30日から平成34年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

宝塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3. 4. 247号 荒地西山線

3 事業施行期間

平成 9年 3月 7日から平成35年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3. 5. 513号 市之郷線

3. 3. 3号 国道線

3 事業施行期間

平成25年10月18日から平成33年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年3月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年3月26日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成31年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------------------|-----------------------|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 国道 3 7 3 号 | 佐用郡佐用町平福字新町ノ上エ754番1から | 旧 | 6.0から 48.0まで | 1,598.0 | |
| | 同 郡同 町延吉字友延517番1まで | 新 | 10.0から 58.0まで | 1,598.0 | |
| 県道 市 場 佐 用 線 | 佐用郡佐用町延吉字アゲサ538番2から | 旧 | 5.0から 6.0まで | 39.0 | |
| | 同 郡同 町延吉字札場ノ裏530番1まで | 新 | 5.0から 8.0まで | 17.0 | |
| 県道 上 三 河 平 福 線 | 佐用郡佐用町平福字宮ノ下タ185番3から | 旧 | 4.0から 32.0まで | 278.0 | |
| | 同 郡同 町平福字白髪口1414番6まで | 新 | 7.0から 17.0まで | 266.0 | |

兵庫県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年3月26日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成31年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-----------------|-------------------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 福 住 三 田 線 | 三田市小野字小池尻1622番2から | 旧 | 7.0から 18.0まで | 171.0 | |
| | 同 市小野字坂尾田1590番まで | 新 | 8.0から 27.0まで | 171.0 | |

兵庫県告示第300号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名 | 地 番 |
|-------|-------|-------|--------------|-------|---|
| 森 井 | 豊 岡 市 | | 出 石 町 森 井 | 西 ノ 谷 | 31番の一部、34番の一部、35番、36番の一部、37番の一部、38番1の一部、52番の一部、55番の一部、58番の一部、58番1の一部、34番から52番に至る地先の道路敷の一部 |
| | | | | 山 崎 | 274番の一部、274番1、275番の一部、275番1、276番1、276番2の一部、277番の一部 |
| | | | 出 石 町 丸 中 | 谷 | 37番の一部、39番の一部、240番の一部 |



兵庫県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
伊丹市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業伊丹市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和40年 8月 6日から平成31年 3月31日まで
変更後 昭和40年 8月 6日から平成37年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業宝塚市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和46年11月 5日から平成31年 3月31日まで
変更後 昭和46年11月 5日から平成37年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

- 変更なし
- (2) 使用の部分
- 変更なし



兵庫県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業小野市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
美方郡香美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
香住都市計画下水道事業香住町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成3年1月29日から平成34年3月31日まで
変更後 平成3年1月29日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第305号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨北播磨県民局長から報告があった。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成31年 4月22日（月）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
加東市社字西柿1075—2 兵庫県社総合庁舎本館3階302会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 有限会社創星不動産販売
 代表者氏名 松 山 忠 洋
 事務所所在地 兵庫県加東市社1217-1
 免許番号 兵庫県知事(3)第350369号
 免許年月日 平成27年1月19日



兵庫県告示第306号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成31年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市町の名称 | 都市計画の種類 | 都市計画の名称 |
|-------|------------|--------------|
| 姫 路 市 | 中播都市計画地区計画 | 北野町一丁目地区地区計画 |
| 同 市 | 中播都市計画地区計画 | 太市駅周辺地区地区計画 |



兵庫県告示第307号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成31年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市町の名称 | 都市計画の種類 | 都市計画の名称 |
|-------|------------------|------------------------|
| 神 戸 市 | 神戸国際港都建設計画生産緑地地区 | 垂水23生産緑地地区ほか5地区 |
| 同 市 | 神戸国際港都建設計画特別用途地区 | 都心機能誘導地区 |
| 同 市 | 神戸国際港都建設計画高度利用地区 | 加納町6丁目地区 |
| 同 市 | 神戸国際港都建設計画生産緑地地区 | 須磨37生産緑地地区ほか37地区 |
| 同 市 | 神戸国際港都建設計画公園 | 2.2.9号中野北公園ほか3公園 |
| 西 宮 市 | 阪神間都市計画生産緑地地区 | 上山口中通り生産緑地地区ほか12地区 |
| 尼 崎 市 | 阪神間都市計画生産緑地地区 | |
| 宝 塚 市 | 阪神間都市計画地区計画 | 宝塚山手台地区地区計画 |
| 同 市 | 阪神間都市計画生産緑地地区 | 美座1生産緑地地区ほか15地区 |
| 川 西 市 | 阪神間都市計画生産緑地地区 | 北・中部202生産緑地地区ほか10地区 |
| 同 市 | 阪神間都市計画下水道 | 川西市公共下水道 |
| 上 郡 町 | 西播都市計画下水道 | 上郡町公共下水道 |
| 同 町 | 西播磨高原都市計画用途地域 | |
| 同 町 | 西播磨高原都市計画地区計画 | 播磨科学公園都市第1工区(上郡町域)地区計画 |
| 篠 山 市 | 篠山都市計画市場 | 第1号篠山地方卸売市場 |

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号 | 有効期限 | 使用者の住所 | 交付県民局、 県民センター | 紛失年月日 |
|----|---------|-------------|--------|------------------|-------------|
| 船舶 | A297437 | 平成32年 7月31日 | 芦屋市 | 阪神南県民セ ンター | 平成31年 2月28日 |



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コーナンPRO姫路駅東店
 所在地 姫路市北条字定吉234-23ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 JR西日本不動産開発株式会社
 住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号
 代表者の氏名 柴 田 信
- 3 変更事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 - ア 変更前
117台
 - イ 変更後
40台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
20台
 - イ 変更後
6台
- 4 変更年月日
平成31年10月27日
- 5 届出年月日
平成31年 2月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2

課

(2) 縦覧期間

平成31年 3月26日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年 7月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市黒川町字西野60番 2、61番 1、62番、62番 1、62番 2、70番 1、61番 1 地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家 3丁目288番地の10

株式会社明治住建 代表取締役 田 中 伸 祐

3 許可年月日及び許可番号

平成30年11月15日

兵庫県指令北播（加土）（建）第 1－7－2号（30小野）



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

相生市竜泉町296番 3の一部、298番 1の一部、298番 3の一部、299番の一部、300番 1の一部、300番 3の一部、300番21の一部、312番 1の一部、312番 2の一部、313番 2の一部、313番の一部、314番の一部、315番 1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

相生市緑ヶ丘一丁目14番 5号

株式会社金海興業 代表取締役 金 海 誠 一

3 許可年月日及び許可番号

平成30年 3月13日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－39号（29相生）



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂郡上郡町光都二丁目1567番 1の一部、1567番 6から1567番 8までの各一部、1567番14の一部、1567番 16の一部、1567番19の一部、1567番21、1567番22、1576番 1の一部、1577番 1の一部、1577番 2の一部、1580

- 番22の一部、1580番47の一部、1580番50の一部、1580番64の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市新宮町光都一丁目20番5号
株式会社光都サービス 代表取締役 川 上 加代子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年12月12日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－21号（30上郡）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し、指定の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

1 病院及び介護老人保健施設の表丹波市の項中

「

| | |
|---------|---------------|
| 柏原赤十字病院 | 同 市柏原町柏原259—1 |
| 香良病院 | 同 市氷上町香良107 |

」

を

「

| | |
|------|-------------|
| 香良病院 | 同 市氷上町香良107 |
|------|-------------|

」

に改める。

2 老人ホームの表川西市の項中

「

| | |
|----------------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム やわらぎの里 西多田 | 同 市西多田2丁目1—7 |
|----------------------|--------------|

」

を

「

| | |
|---------------------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム やわらぎの里 西多田 | 同 市西多田2丁目1—7 |
| 複合介護施設 川西小花の生活（特別養護老人ホーム） | 同 市小花2丁目2—2 |
| 複合介護施設 川西小花の生活（有料老人ホーム） | 同 市小花2丁目2—2 |

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成31年 3月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

| | |
|---|---------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 92,273 |
| 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 676,702 |



兵庫県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成31年 3月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

| (選挙区名) | 〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕 |
|--------------|------------------------------|
| 神戸市東灘区 | 58,090 |
| 神戸市灘区 | 36,060 |
| 神戸市中央区 | 36,150 |
| 神戸市兵庫区 | 30,070 |
| 神戸市北区 | 60,763 |
| 神戸市長田区 | 26,721 |
| 神戸市須磨区 | 45,241 |
| 神戸市垂水区 | 61,392 |
| 神戸市西区 | 67,322 |
| 姫路市 | 139,850 |
| 尼崎市 | 129,157 |
| 明石市 | 83,465 |
| 西宮市 | 132,336 |
| 洲本市 | 12,587 |
| 芦屋市 | 26,674 |
| 伊丹市 | 55,694 |
| 相生市 | 8,376 |
| 豊岡市 | 22,931 |
| 加古川市 | 73,674 |
| たつの市及び揖保郡 | 30,702 |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 22,796 |
| 西脇市及び多可郡 | 17,382 |
| 宝塚市 | 64,574 |
| 三木市 | 21,876 |
| 高砂市 | 25,298 |
| 川西市及び川辺郡 | 52,902 |

| | |
|-----------|--------|
| 小 野 市 | 13,257 |
| 三 田 市 | 31,377 |
| 加 西 市 | 12,436 |
| 篠 山 市 | 11,725 |
| 養 父 市 | 6,785 |
| 丹 波 市 | 18,024 |
| 南 あ わ じ 市 | 13,412 |
| 朝 来 市 | 8,629 |
| 淡 路 市 | 12,608 |
| 宍 粟 市 | 10,774 |
| 加 東 市 | 10,846 |
| 加 古 郡 | 18,070 |
| 神 崎 郡 | 12,027 |
| 美 方 郡 | 9,314 |



兵庫県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

表尼崎市の項中

「

| | |
|----------------|-------------|
| 尼崎市立地域総合センター神崎 | 尼崎市神崎町14-22 |
|----------------|-------------|

」

を

「

| | |
|----------------|------------------|
| 尼崎市立地域総合センター神崎 | 尼崎市神崎町14-22 |
| 尼崎市立中央北生涯学習プラザ | 尼崎市東難波町2丁目14-1 |
| 尼崎市立中央南生涯学習プラザ | 尼崎市西御園町93-2 |
| 尼崎市立小田北生涯学習プラザ | 尼崎市潮江1丁目11-1-101 |
| 尼崎市立小田南生涯学習プラザ | 尼崎市長洲本通1丁目15-38 |
| 尼崎市立大庄北生涯学習プラザ | 尼崎市大島3丁目9-25 |
| 尼崎市立大庄南生涯学習プラザ | 尼崎市大庄西町3丁目6-14 |
| 尼崎市立立花北生涯学習プラザ | 尼崎市塚口町3丁目39-7 |
| 尼崎市立立花南生涯学習プラザ | 尼崎市大西町1丁目14-5 |
| 尼崎市立武庫東生涯学習プラザ | 尼崎市武庫之荘8丁目1-1 |
| 尼崎市立武庫西生涯学習プラザ | 尼崎市武庫の里1丁目13-29 |
| 尼崎市立園田東生涯学習プラザ | 尼崎市東園田町4丁目12-4 |
| 尼崎市立園田西生涯学習プラザ | 尼崎市食満2丁目1-1 |

」

に改め、同表宍粟市の項中

「

| | |
|------------|----------------|
| 城下ふれあいセンター | 宍粟市山崎町千本屋269—3 |
| 河東ふれあいセンター | 宍粟市山崎町神谷396—2 |
| 戸原ふれあいセンター | 宍粟市山崎町宇原716 |

を

「

| | |
|------------|----------------|
| 城下ふれあいセンター | 宍粟市山崎町千本屋269—3 |
|------------|----------------|

に改める。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

兵庫県公安委員会

委員長 豊 川 輝 久

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2一般国道の部176号の項中

「

西宮市名塩3丁目836番1から同市塩瀬町名塩字士林2198番1まで

を

「

西宮市名塩3丁目836番1から同市塩瀬町名塩字士林2198番1まで

川西市加茂6丁目13番10から同市加茂6丁目199番1まで

に改め、同表県道の部大沢西宮線の項中

「

神戸市北区八多町吉尾305番2から西宮市山口町下山口1丁目96番まで

を

「

神戸市北区八多町吉尾305番2から西宮市山口町下山口1丁目96番まで

西宮市山口町上山口1丁目799番2から同市山口町中野字下奥畑61番1まで

に改め、同部野村明石線の項中

「

加古川市八幡町野村字大土手303番から同市八幡町野村字石原618番まで

を
「

| |
|-------------------------------------|
| 加古川市八幡町野村字大土手303番から同市八幡町野村字石原618番まで |
| 神戸市西区平野町中津字重長884番1地先から同区玉津町出合103まで |

」

に改め、同部伊丹池田線の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 有馬山口線 | 西宮市山口町中野3丁目87番から同市山口町中野字下奥畑61番1まで |
|-------|-----------------------------------|

別表第3の2市道（神戸市）の部室谷2号線の項中

「

| |
|-----------------------------|
| 神戸市西区室谷1丁目6番1から同区室谷1丁目5番3まで |
|-----------------------------|

」

を
「

| |
|---------------------------------|
| 神戸市西区室谷1丁目6番1から同区室谷1丁目5番3まで |
| 神戸市西区室谷1丁目4番2地先から同区室谷1丁目3番2地先まで |

」

に改め、同部室谷2号線の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 室谷4号線 | 神戸市西区室谷1丁目4番2地先から同区室谷1丁目2番5地先まで |
| 室谷6号線 | 神戸市西区室谷1丁目5番1地先から同区室谷1丁目4番2地先まで |

別表第3の2市道（神戸市）の部見津が丘環状線の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 永井前開線 | 神戸市西区室谷2丁目7番2地先から同区室谷1丁目4番1地先まで |
| 明石国包線 | 神戸市西区枝吉2丁目96番地先から同区平野町中津字重長882番1地先まで |
| 玉津鳥羽線 | 神戸市西区枝吉1丁目14番1地先から同区枝吉2丁目124番地先まで |

別表第3の2市道（尼崎市）の部大高洲線の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|----------------------------|
| 東海岸町線の1 | 尼崎市東海岸町1番36から同市東海岸町1番108まで |
|---------|----------------------------|

別表第3の2市道（西宮市）の部山第92号線の項中

「

| |
|--|
| 西宮市山口町阪神流通センター2丁目18番から同市山口町阪神流通センター1丁目114番まで |
|--|

」

を
「

| |
|---|
| 西宮市山口町阪神流通センター 2丁目18番から同市山口町阪神流通センター 1丁目114番まで |
|---|

| |
|---|
| 西宮市山口町上山口798番 1 から同市山口町阪神流通センター 1丁目81番 1 ま で |
|---|

に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。